

札幌市税条例の一部を改正する条例案

令和3年(2021年)4月6日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第70条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。
- (2) 附則第6条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6号アの表中「平成30年度で」を「令和3年度で」に、「札幌市税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第28号)」を「札幌市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第号)」に、「平成30年改正前の税条例」を「令和3年改正前の税条例」に、「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)」に、「平成30年改正法」を「令和3年改正法」に、「平成30年改正前の法」を「令和3年改正前の法」に、「令和元年度で」を「令和4年度又は令和5年度で」に、「平成30年度分」を「当該年度の前年度分」に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1条の規定による改正前の法(イにおいて「平成31年改正前の法」という。)」を「法」に改め、「とし、当該年度が令和2年度である場合であつて、当該土地が令和元年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(イにおいて「令和2年改正前の法」という。)第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号イの表中「平成30年度で」を「令和3年度で」に、「平成30年改正前の税条例附則第12条」を「令

和3年改正前の税条例附則第12条」に、「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「平成30年改正前の法第349条の3（第19項）」を「令和3年改正前の法第349条の3（第18項）」に、「令和元年度で」を「令和4年度又は令和5年度で」に、「平成30年度分」を「当該年度の前年度分」に、「平成31年改正前の法第349条の3（第19項）」を「法第349条の3（第18項）」に改め、「とし、当該年度が令和2年度である場合であつて、当該土地が令和元年度分の固定資産税について令和2年改正前の法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第8号中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改める。

- (3) 附則第6条の2の見出しを「(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項の表以外の部分中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

土地の区分	年度	価格
(1) 令和3年度に係る賦課期日に所在する土地 (次号又は第3号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。)	令和4年度	当該土地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
	令和5年度	当該土地に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
(2) 令和3年度に係る賦課期日に所在する土地 (以下この表において「令和3年度の土地」という。)で令和4年度に係る賦課期日におい	令和4年度	当該令和3年度の土地の類似土地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	令和5年度	当該令和3年度の土地に係

<p>て法第349条第2項各号に掲げる事情があるため、令和3年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの（次号に掲げる令和3年度の土地に該当するに至つた場合の当該令和3年度の土地を除く。）</p>		<p>る令和4年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格</p>
<p>(3) 令和3年度の土地で令和5年度に係る賦課期日において法第349条第2項各号に掲げる事情があるため、令和4年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの</p>	<p>令和5年度</p>	<p>当該令和3年度の土地の類似土地に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>(4) 令和4年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（</p>	<p>令和4年度</p>	<p>当該土地の類似土地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた</p>

<p>次号に掲げる土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。)</p>	<p>令和5年度</p>	<p>価格に比準する価格 当該土地に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格</p>
<p>(5) 令和4年度において新たに固定資産税を課することとなる土地 (以下この表において「令和4年度の土地」という。) で令和5年度に係る賦課期日において法第349条第2項各号に掲げる事情があるため、令和4年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの</p>	<p>令和5年度</p>	<p>当該令和4年度の土地の類似土地に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>(6) 令和5年度において新たに固定資産税を課することとなる土地 (以下この表において「令和5年度の土地」という。)</p>	<p>令和5年度</p>	<p>当該令和5年度の土地の類似土地に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>

- (4) 附則第6条の2第2項中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和元年度適用土地」を「令和4年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度

分」に改める。

- (5) 附則第7条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6項第1号中「平成29年度」を「令和2年度」に改め、同項第2号中「平成30年度に」を「令和3年度に」に改め、同号ア中「平成30年度」を「令和3年度」に改め、同号イ中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同項第3号中「令和元年度に」を「令和4年度に」に改め、同号ア中「令和元年度」を「令和4年度」に改め、同号イ中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第4号中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。
- (6) 附則第7条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「平成30年改正法附則第22条第1項」を「令和3年改正法附則第14条第1項」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第3項中「平成30年度に」を「令和3年度に」に、「平成30年度の宅地等」を「令和3年度の宅地等」に、「令和元年度に」を「令和4年度に」に、「令和元年度の宅地等」を「令和4年度の宅地等」に、「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和2年度の宅地等」を「令和5年度の宅地等」に、「平成29年度」を「令和2年度」に、「平成30年度、」を「令和3年度、」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。
- (7) 附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年

度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

(8) 附則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

(9) 附則第12条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「平成30年改正法附則第22条第1項」を「令和3年改正法附則第14条第1項」に改める。

(10) 附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

(11) 附則第14条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(理 由)

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税について、土地に係る現行の負担調整措置の仕組みを令和5年度まで3年間延長した上で、令和3年度に限り、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるほか、軽自動車税について環境性能割の臨時的軽減を延長する等のため、本案を提出する。